

八幡市川本店文書

151～152  
帳場 1 階箱階段裏小部屋  
市川甚太郎関係資料

文書解説

平成27年7月

市原の古文書研究会

市原市八幡 市川本店文書 仮 152  
明治はじめ市川甚太郎関係個人資料

調査年月日 平成 27 年 6 月 18 日  
担当 山岸弘明

### (1) 帳場箱階段裏小部屋

市原市八幡 市川本店文書 仮 151  
明治はじめ市川甚太郎関係個人資料

調査年月日 平成 27 年 6 月 16 日  
担当 山岸弘明

帳場箱階段裏小部屋

番号	年号月日	件名	作成者／印住所	あて先	形態	備考
151 -1		御辞令書			包み紙	✓
2	明治 6-7	上総国市原郡八幡宿戸長申し付け 候こと	千葉県（無印）	市川甚太郎	辞令	✓
3	8-11-25	第五大区二小区副戸長申し付け候 こと	千葉県（無印）	市川甚太郎	辞令	✓
4	8-11-25	(地租改正事務掛り)	第五大区二小区 扱い所	市川甚太郎	二小区 署紙	✓
5	9-12-20	(第5大区会議所費寄付)	千葉県	2小区戸長 市川甚太郎	賞状	
6	14-3-16	千葉師範学校再建築費寄付	千葉県	市原郡八幡宿 市川甚太郎	"	
7	14-12-26	衛生費寄付	千葉県	市原郡八幡宿 市川甚太郎	"	
8	15-7-20	学務委員差し宥	千葉県	市川甚太郎	"	
		以上 8 点				

市川甚太郎

明治6、8年(1873、5) II 市川本店文書 151-114

千葉県、八幡宿戸長辞令

上総國市原郡八幡宿

戸長申付候事

①上包み  
御辞令書

明治六年七月

千葉縣

②明治6年幡宿戸長辞令

市川甚太郎  
上総國市原郡八幡宿  
戸長申し付け候こと

明治六年七月

千葉縣

内記入書

市川甚太郎  
第五大區貳小區副戸長申付

候事

但等外四等准六級月給支給候事

明治八年七月廿五日

一千葉縣

③明治8年八幡宿副戸長辞令

市川甚太郎  
第五大區二小区副戸長申し付け

候こと

ただし等外四等に准じ六級月給支給候こと

明治八年十一月二十五日

千葉縣

④明治8年地租改正事務掛辞令

市川甚太郎  
第五大區二小区

八幡宿

市川甚太郎

今般地租改正事務掛  
の儀、宿内一同協議の上投票  
□、差し出し候あいだ、開封の處、前書  
の者高□に付き事務掛に  
確定候こと

第五大區二小区

明治八年十一月八日

扱い所(印)千葉縣第五大區二小区扱い所

明治六年七月八日  
市川甚太郎  
第五大區二小区

扱い所(印)

吉田松太郎様  
南玉印入



明治9年(1876) II市川本店文書152-1  
吉田甚松から松太郎あて封書と直吉あて書状(注文書)

①郵便封書 II 千葉市原・八幡 8月19日、東京9年8月21日

東京南新川  
吉田松太郎様 上総八幡より

貴下注文入り (東京局受付印)

(八幡局受付印)

八月十九日

吉田甚松

(郵便切手 II 消印)

三木

②酒買付け指示書

注文

一 南玉印未だ持ち合わせこれ有り候わば  
二十五駄ばかり、御買付け下され候。○印は  
明日清二郎出舟に相成り候あいだ  
持參致させべく候あいだ、さよう御□□  
下されべく候、外に買ひ物左に  
一 濑戸物のこと 二寸五分七つ  
一同 一寸五分四つ  
御世話ながら右の品、三木や  
高はし両家の内これ無く候わば

(張り紙下)

外にて御買ひ下され候よう御頼み申し候。

八月十九日 吉田屋甚松

代多助

吉田直吉様

(貼り紙)

南玉印売り仕舞いに相成り候わば外品にても  
早着荷物の内にて、南玉くらいの品  
これ有り候わば、御買付け下され候。

(挟み込み)

吉田松太郎  
三木

吉田松太郎

南玉印入り  
三木

吉田松太郎  
三木

吉田松太郎  
三木

吉田松太郎こと早々帰宅  
致させ下さるべく候よう御願い申し上げ候

明治9年(1876)かⅡ市川本店文書 152-2  
吉田直吉から甚松あてか書状(近況報告)  
?・松太郎

略儀ながら書面もつて御意を得候、  
まずもつて甚暑の節にござ候えども  
御一同様いよいよ御清栄に御勤仕  
成られ珍重に存じ奉り候、しかば□□  
ちよつと立ち帰りの積りにて出府致し候と  
種々掛け合い事相重なり何分

なにとぞ申し訳これなく、ことに小子儀このほど  
時候に相あたり候か、少々不快に  
ござ候あいだ、この段悪しからず御賢慮  
下されたく、いずれ両三日の内には帰宅  
仕り候あいだ、拝顔の上御侘び申し上げ候、まずは  
右の申し訳まで、かくのごとくにござ候。

(152-1と「こより」で一くるみ保存)  
（差し出し人、あて先なし。東京・吉田直吉）

卷之三

明治9年（1876）かⅡ市川本店文書 152—3  
吉田甚松から直吉あて書状（かじや注文）

此元日通了正月之  
事不至其家門也。即  
事中相看。而其子之  
事。或有如是者。則  
予之子。亦無所失也。  
何也。則其子之爲人。  
亦如予之子也。故  
予之子。亦無所失也。  
而其子之爲人。亦  
如予之子也。故  
予之子。亦無所失也。

五國書院

先日遣わし候書付は少々  
違いこれ有り候あいだ、この段別段に改め  
差し遣わし申し候

明治9年(1876)市川本店文書152—4  
吉田甚松から松太郎あて書状



①郵便封書 千葉市原・八幡3月28日、東京9年3月29日  
東京靈岸島南新川 上總八幡  
吉田松太郎様 吉田甚松  
貴下 (八幡局受付印)

(封印) (郵便切手) (消印)  
(東京局受付印)

封印印上  
上總八幡、萬屋

②吉田甚太郎から直吉、おさだあて書状

尚なお帰宅の節、与右衛門様へ  
御目に懸かり申さず候あいだ、この書面御届け (渡し?)  
下され

なお追つて御礼に参り申すべくあいだ、よろしく御申し上げ  
下されべく候なり。

甚暑の節にござ候えども、まずもって  
御清榮珍重に存じられ候、しかば

吉田在宅候を申すが如く

又を申すが如く申すが如く

直吉候

(注意) 封書と本文は一致しない

高麗書

七言詩

成  
一  
九

4th May 1888  
Dear Mr. & Mrs. C. M. Ladd

乃の事は、三歩や  
まことに、おのれの事にて  
有りて、おもむく、此の事

「おまえのやうな事は、決して許さない」

卷之三

大和の國に  
在りては  
其の國の  
事もあつた

行實也

卷之三

卷之三

商玉印

卷之三

三  
立

172

1

93

四  
七

454

卷之二

W. G. W. (W. G. Williams)

152 1

東京市  
吉田松太郎  
一九一九年

東都一錢  
八百

一  
多  
也  
居

「ああ、おまえの車が止まってるやつだ。」

乃嘗與布謀立三事而

君一不記又在焉

幸王下書在後五日、少卿之子  
孟卿之弟也。少卿之子、幸王之孫也。  
子之生也、少卿之子也。

古文書

萬物之源  
天地之氣也

正義

八〇三

15-1-2

四

乃與公以書而通鑑

多矣其年既暮

也同叔無也

自稱之有此也

予之弟也

程城居士也

伯寧也

時惟高弟也

中行也

多矣其年既暮

也同叔無也

自稱之有此也

此卷之書皆草書也。其筆勢雄強，筆畫圓潤，結構疏密有致，體現了高超的書寫技巧。文字內容為詩詞歌賦，具備很高的文學價值。

大英圖書館藏  
高麗文書卷之二  
列傳



152-4

引取  
事務所の事務

乃うも種事に

事務所の事務

直義

あくまで

